

事業系

ごみ減量
大作戦！！

INDEX

- 01 | 事業系廃棄物とは
- 02 | 多量に廃棄物を排出するときは
- 03 | 適正分別について
- 04 | 電子マニフェストについて

01 | 事業系廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物

事業活動とは、事務所・店舗・飲食店・工場など、営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含みます。

量の多少に関わらず、こういった事業活動から生じた廃棄物は家庭ごみで出すことはできません。



事業活動に伴って生じた廃棄物のうち20種類が産業廃棄物として法律で定められています。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と言います。

詳しい分類は左記の二次元バーコードを参照ください。

02 | 多量に廃棄物を排出するときは

恵庭市では、更なる廃棄物減量・リサイクル及び適正処理を目的として、多量の廃棄物を排出する事業者に対して、**処理計画書・実績報告書の作成及び提出**をお願いしています。

対象事業者

対象年度の事業系一般廃棄物（可燃及び不燃）を月平均3トン以上排出した事業者

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（処理計画作成の指示）

第18条の2 市長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

03 | 適正分別について

ごみを捨てる際に、一般廃棄物と産業廃棄物が混在していると、市の処分手数料は産業廃棄物の料金となり、一般廃棄物の処着手数料よりも高くなります。

恵庭市事業系廃棄物処分手数料（令和7年4月時点）

	産業廃棄物	事業系一般廃棄物
可燃	400円/10kg（税込）	240円/10kg（税込）
不燃	510円/10kg（税込）*	380円/10kg（税込）

* 産業廃棄物不燃には別途循環資源利用促進税10円/10kgがかかります。



産廃可燃



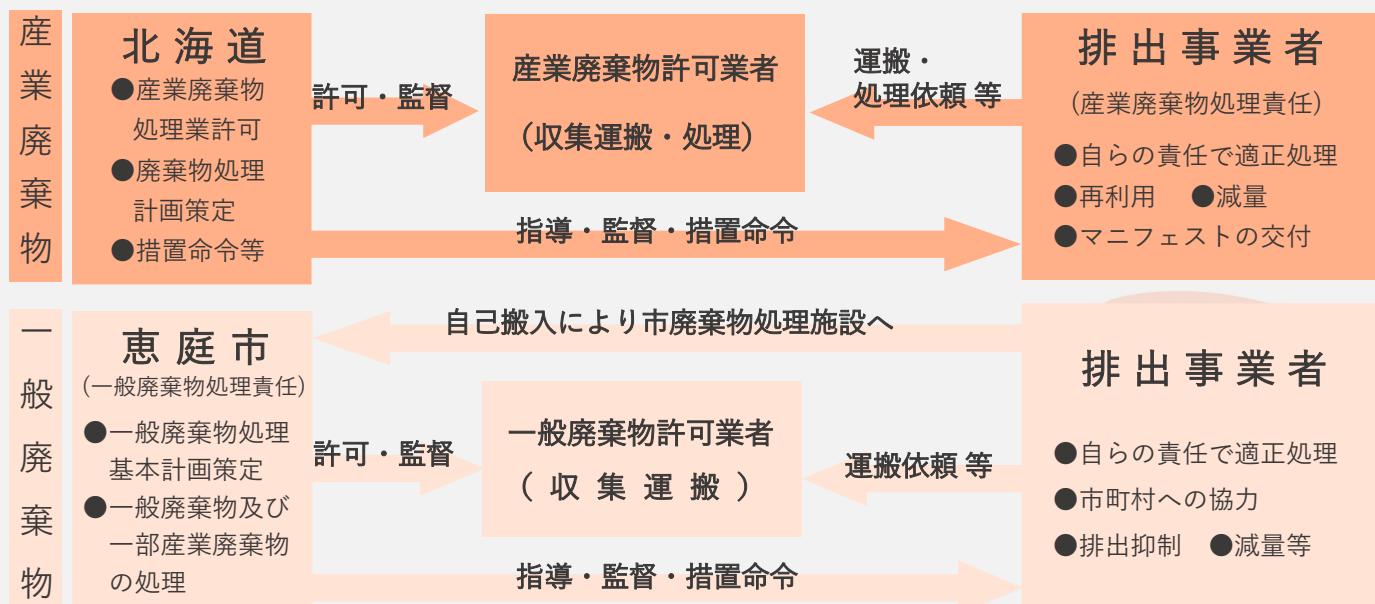
一廃可燃

ビニール袋などのプラスチック類は産業廃棄物可燃、ティッシュなどの紙類は一般廃棄物可燃に分別する(*)ことで、ごみ処理にかかる経費を削減することができます。

* 産業廃棄物「⑯紙くず」に該当する業種は除く

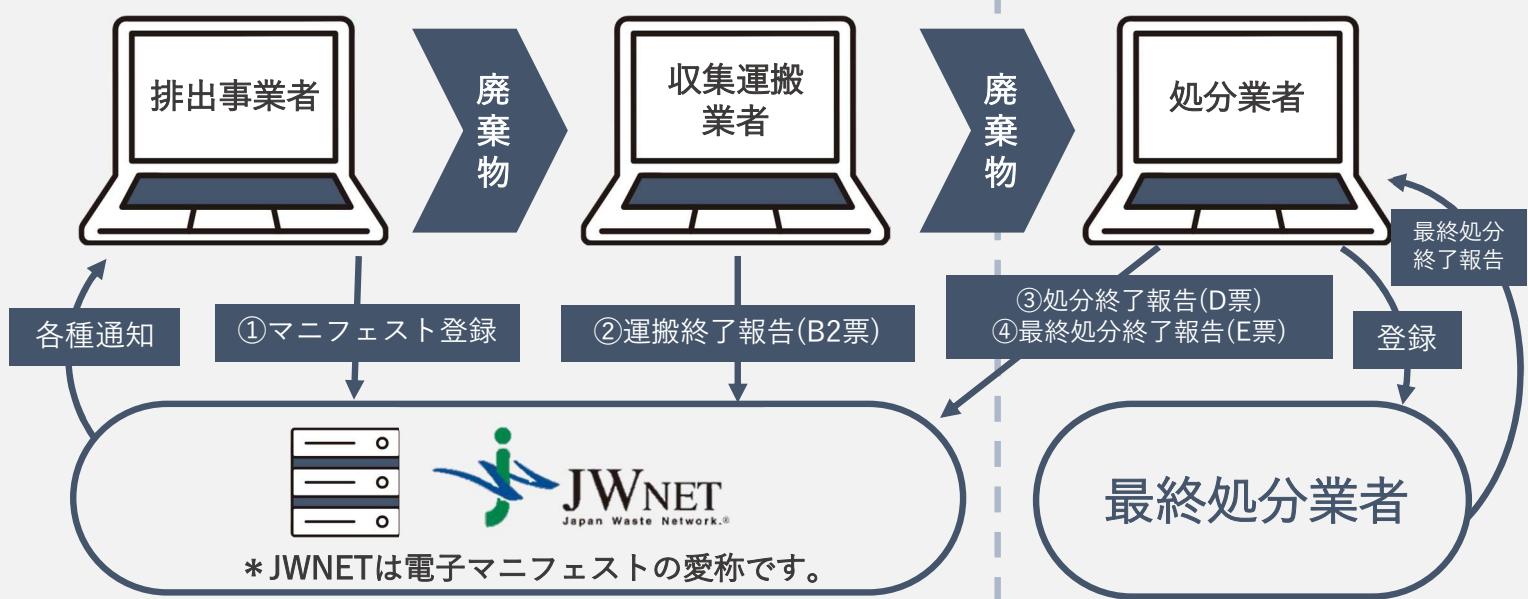
市と事業者の役割と責任

循環型社会の形成のために、国・地方自治体・事業者それぞれの役割を認識するとともに、自身の責務を果たし、適正処理を行う仕組みを構築・継続していくことが重要です。



04 | 電子マニフェストについて

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するための「マニフェスト伝票」を電子化したものです。



電子マニフェストを利用するメリット

01 事務処理の効率化

入力操作が簡単で、手間がかかりません。画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できます。また、マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できます。管理票交付等状況報告も不要です。

02 法令遵守

法で定める必須項目をシステムで管理することで入力漏れを防止。各種通知の有無をメールや一覧によって確実に確認できます。終了報告の確認期限が近くとリマインド機能もあります。

03 データの透明性

マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存しています。セキュリティも万全で、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。

電子マニフェストを利用するにあたって

JWNETへ加入する際に、中間処理業者（恵庭市焼却施設）と最終処分業者（恵庭市ごみ処理場）の「加入者番号」及び「公開確認番号」が必要です。

下記の番号を入力して、加入手続きを行ってください。

●恵庭市焼却施設

加入者番号: 3019897
公開確認番号: 953416

●恵庭市ごみ処理場

加入者番号: 3019896
公開確認番号: 424128

料金や詳しい導入方法、各種お手続きなどはこちらのホームページにてご確認ください。



* 「排出事業者」「収集運搬業者」「処分業者」の3者がそれぞれJWNETに加入する必要があります。

* インターネットを閲覧できるパソコンまたは電子メールがあれば利用可能です。